

**第16回 市民活動交流センター 管理運営ワークショップ
プログラム**

資料1

日時：平成26年10月29日（水）14：00～16：00

場所：本庄市役所 職員厚生室

プログラム

時 間	内 容	備 考
～14:00	受付 ・ 2グループに分かれます	
14:00～14:05	(1) 今日の進め方【5分】	資料1
14:05～14:10	(2) 今日のテーマに関するミニレクチャー【5分】 ・「パンフレットについて」	資料2
14:10～14:50	(3) グループワーク【40分】 テーマ『パンフレットについて』 ■手順 1. 個人作業（5分） 模造紙の項目に沿って、思いついた意見やアイデアを簡潔に付箋に書き出します。（発言した意見やアイデアが議論の途中で消えてしまわないように書き出します） 2. 意見出し（25分） 全員が順番にグループ内で簡単に説明をしながら、付箋を模造紙に貼ります。（同類の意見は、後でまとめやすいように近くに貼ります） 3. グループ意見のまとめ（10分） 個々の意見を整理し、発表しやすいようにグループの意見としてまとめます。 ■注意点 ・今日のリーダーを中心に話し合いを進めます ・全員が発言できるように配慮しましょう ・時間配分に気を付け、議論漏れがないようにしましょう ・適宜休憩を挟みながら進めましょう	
14:50～15:00	(4) 各グループからの発表（全体会）【10分】 ・各グループのリーダーが話し合いの過程や意見をまとめて発表します（1グループ5分程度で…） ・他グループの発表で疑問点があれば質問しましょう	
15:00～15:35	(5)「本庄市市民活動交流センターの設置及び管理に関する条例」（報告）及び利用案内について【35分】 ・9月の市議会定例会で可決された条例の報告 ・団体利用登録説明会の開催や使用料等、広報ほんじょう11月号に掲載する利用案内についてお知らせします	資料3 資料4
15:35～15:50	(6) カフェ及びショップ出店者の選定について【15分】 ・選定委員会の設置と営業開始までのスケジュール	資料5

15:50~16:00	<p>(7) 次回の予定、メンバーからのお知らせ、アンケート【10分】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 次回の課題について説明します（開催通知配布）※「カフェ出店者募集要項（案）」及び「ショップ出店者募集要項（案）」については、事前に郵送させていただきます。・ メンバーからイベント等のお知らせがあればお願いします・ 「なんでもアンケート」への協力をお願いします	
-------------	--	--

パンフレットについて

1. パンフレットの特徴

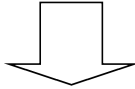
- ・24時間365日働く優秀な営業マン
- ・インターネットサイトの「見る」要素に加えて、「読む」「保管する」効果も併せ持つ

2. 魅力的なパンフレットとは

- ・施設に関する情報をあれもこれも何でも入れてしまって良いのか
- ・作り手の見せたい内容と読み手の知りたい情報が一致するパンフレットが理想

3. 制作の工程

- (1) 作成の目的を明確にする
- (2) 読み手が誰なのかを明確にする
- (3) 載せたい情報を決める
- (4) 載せる情報の順序（レイアウト）を決める
- (5) 的確なキャッチコピーやキャッチフレーズを考える
- (6) デザイン（ページ数、大きさや折り方、紙質、色等）を決定する



パンフレットが、施設と市民とを結ぶ架け橋となるように、様々なアイデアをよろしくお願ひします。

模造紙

パンフレットについて

検討項目	意見やアイデア
作成の目的は？	
ターゲットは？	
施設の特徴は？	
載せるべき内容は？ (市民が知りたい情報は？)	
ページ数や装丁等の構成の工夫は？ (紙の大きさや折り方、情報の掲載順序等…)	
その他何でも (キャッチコピー、情報の掲載順序、紙質、写真、色等…)	

本庄市市民活動交流センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 市民活動及び市民交流（以下「市民活動等」という。）を推進するとともに、市民と行政との協働によるまちづくりを促進し、地域社会の活性化を図るため、本庄市市民活動交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
本庄市市民活動交流センター	本庄市銀座1丁目1番1号

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市民活動等に係る活動の場の提供に関すること。
- (2) 市民活動等に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 市民活動等に係る学習の機会の提供に関すること。
- (4) 市民活動等に係る相談に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(利用することができるもの)

第4条 センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用することができるものは、市内で市民活動等を行う個人又は法人その他の団体とする。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(利用時間)

第6条 施設等の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、当該利用時間を変更することができる。

(利用期間)

第7条 同一の利用者（次条第1項の許可を受けたものをいう。以下同じ。）が同一の施設等を連続して利用することができる期間は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、当該期間を変更することができる。

- (1) 団体ロッカー及び倉庫 利用を開始する日から当該年度の末日まで

(2) 前号に掲げるもの以外の施設等 7日

(利用の許可)

第8条 施設等を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

(1) センターの設置目的に反するとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、利用の許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 利用の許可の条件又は職員の指示に従わないとき。

(2) 利用の許可の申請に偽りがあったとき。

(3) 使用料を納期限までに納付しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 市は、前項の措置によって施設等の利用者に損害が生じることがあっても、その責めを負わない。

(使用料)

第12条 施設等の利用者は、別表及び規則に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない事由により、施設等を利用することができないとき。

(3) 利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。

(原状回復義務)

第15条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、速やかに当該施設等を原状に復さなければならない。第11条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しを受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、これに要した経費は、利用者の負担とする。

(損害賠償義務)

第16条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合における当該指定管理者の指定の手續その他センターの指定管理者による管理に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、本庄市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成18年本庄市条例第65号）の規定によるものとする。

3 第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者は、第5条から第7条までの規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休館日を定め、若しくは休館日に開館し、又は利用時間若しくは利用期間を変更することができる。

(指定管理者の業務)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 第3条に規定する業務

(2) 施設等の利用の許可等に関する業務

(3) 施設等の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上、市長が必要と認める業務

2 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第8条、第9条、第11条第1項、第14条第1号及び第15条第2項の規定の適用については、こ

これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

- 3 市長は、前条第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、別に定めるところにより、当該指定管理者に、第1項第1号の業務について市民の意見を反映させるための必要な措置を講じさせなければならない。
(利用料金)

第19条 市長は、第17条第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第12条の規定にかかわらず、法第244条の2第8項の規定に基づき、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 利用料金の額は、別表及び規則に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

- 3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

- 4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、免除し、又は全部若しくは一部を還付することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の前日になされた第8条、第9条及び第11条から第14条までに規定する利用の許可等に関する手続は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第12条関係）

	名称	利用の単位	使用料
1	多目的ホール	1 時間	6 5 0 円
2	展示ホール		3 8 0 円
3	活動室 A		1 4 0 円
4	活動室 B		1 4 0 円
5	活動室 C		1 0 0 円
6	活動室 D		1 4 0 円
7	活動室 E		2 0 0 円
8	活動室 F		1 4 0 円

9	活動室G		140円
10	フィットネスルーム		220円
11	キッチンスタジオ		150円
12	IT活動室		230円
13	アトリエ		140円
14	音楽スタジオA		170円
15	音楽スタジオB		110円
16	和室		110円
17	控室A		30円
18	控室B		30円
19	団体ロッカー（大）	1月（1区画）	800円
20	団体ロッカー（中）		400円
21	団体ロッカー（小）		200円
22	倉庫	1月（1㎡）	2,100円

備考

- 1 1から18までの利用時間は、午前9時から始まる1時間ごとの区分とする。
- 2 1月とは、月の初日からその月の末日までの期間をいう。
- 3 19から22までの使用料は、利用期間が1月に満たない場合であっても、1月の使用をしたものとみなす。
- 4 営利目的で利用する場合の使用料は、所定の金額の100分の200に相当する額とする。
- 5 本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町に住所を有する者又は通勤・通学している者以外が利用する場合の使用料は、所定の金額の100分の200に相当する額とする。
- 6 備考4及び5のいずれにも該当する場合の使用料は、所定の金額の100分の400に相当する額とする。

本庄市市民活動交流センター（はにぼんプラザ）の 概要と利用案内について

工事の進捗状況



平成26年10月2日撮影

平成27年5月末（予定）のオープンに向け、建設工事は順調に進んでいます。現在は3階の躯体（くたい）工事が行われています。

はにぼんプラザ概要

- 所在地：銀座1-1-1
- 機能：生涯学習機能、市民活動推進機能、健康づくり・子育て・福祉支援機能、多世代交流機能、展示・情報発信機能、イベント会場機能、防災機能
- 構造規模：鉄筋コンクリート造 地上3階建
- 延床面積：4,217.42㎡
- 駐車場：73台（身体障害者用2台を含む）、電気自動車用急速充電器1台
- 駐輪場：50台

利用案内

- オープン記念式典：平成27年5月31日（日）予定
- 利用開始日：平成27年6月1日（月）
- 利用時間：午前9時～午後10時 ■休館日：12月29日～1月3日
- 利用できる人：どなたでも
※予約が必要な施設を利用できる人は、市内で市民活動及び市民交流を行う個人又は法人その他の団体に限られます。
- 予約方法：はにぼんプラザ1階窓口で利用申請書を記入し、提出してください。
※オープン前は、市民活動推進課（市役所3階）で予約を受け付けます。
- 予約開始日：登録団体…利用する日の月の4か月前の初日
一般利用者…利用する日の月の3か月前の初日
※平成27年6月1日（月）～30日（火）の利用予約の場合は、登録団体は2月2日（月）から、一般利用者は3月2日（月）から予約できます。

使用料一覧

	部屋名・名称	床面積 (約㎡)	利用の 目安	予約の 要・不要	概 要	利用単位	使用料 (円)		
施 設	多目的ホール	380	212人	要	ピアノ、昇降式ステージ、大型鏡、軽運動可	1時間	650		
	展示ホール	225		要	簡易音響設備、展示パネル		380		
	活動室 A	55	25人	要	土足禁止、活動室 B と一体利用可、軽運動可		140		
	活動室 B	55	25人	要	土足禁止、活動室 A と一体利用可、大型鏡、軽運動可		140		
	活動室 C	40	16人	要			100		
	活動室 D	55	30人	要	活動室 E と一体利用可、キッチンスタジオと連携可、飲食可		140		
	活動室 E	85	45人	要	活動室 D と一体利用可、キッチンスタジオと連携可、簡易音響設備、飲食可		200		
	活動室 F	55	25人	要			140		
	活動室 G	55	24人	要			140		
	フィットネスルーム	90	30人	要	土足禁止、大型鏡、簡易音響設備		220		
	キッチンスタジオ	65	16人	要	活動室 D・E と連携可、飲食可		150		
	IT 活動室	95	24人	要	スクリーン、プロジェクター、電源付テーブル、簡易音響設備		230		
	アトリエ	55	16人	要	流し台、作品棚、飲食可		140		
	音楽スタジオ A	70	21人	要	防音壁（声楽想定）、簡易録音設備、ピアノ		170		
	音楽スタジオ B	45	15人	要	防音壁（ドラム等想定）、簡易録音設備		110		
	和室	45	12人	要	土足禁止、畳(12畳)、水屋、飲食可		110		
	控室 A	10	4人	要	洗面台、飲食可		30		
	控室 B	10	4人	要	流し台、飲食可		30		
	団体ロッカー（大）						8個、高さ0.9×横0.9×奥行0.41(m)、登録団体のみ利用可能	1月 (1区画)	800
	団体ロッカー（中）						48個、高さ0.9×横0.44×奥行0.41(m)、登録団体のみ利用可能		400
団体ロッカー（小）					16個、高さ0.44×横0.44×奥行0.41(m)、登録団体のみ利用可能	200			
倉庫					登録団体のみ利用可能	1月(1㎡)	2,100		
2階展示スペース	85			要	展示パネル、ピクチャーレール	1時間	無料		
個人学習ルーム	55	26人		不要	個人学習テーブル		無料		
1, 2, 3階交流スペース				不要	飲食可		無料		
市民活動フリーミーティングスペース				不要	飲食可		無料		
キッズルーム				不要	流し台		無料		
赤ちゃんの駅				不要	オムツ替え台、授乳チェアー、流し台		無料		
附 属 設 備	多目的ホール特殊照明設備			要	舞台用特殊照明一式	1時間	1,270		
	多目的ホール映像設備			要	プロジェクター、スクリーン等一式		50		
	多目的ホール音響設備			要	マイク、スピーカー等一式		430		
	多目的ホール移動観覧席			要	176席		310		
	展示ホール特殊照明設備			要	展示用特殊照明一式		310		

※営利目的で上記施設を利用する場合は、所定の使用料の2倍となります。

※本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町に在住又は通勤、通学している者以外が利用する場合の使用料は、所定の使用料の2倍となります。

団体利用登録について

市内で市民活動及び市民交流を行う法人その他の団体がはにぼんプラザを利用する場合は、団体利用登録をすることができます。

◎登録団体となると、

- ・一般利用者よりも1か月早く、予約することができます（登録した利用日時に限る）。
- ・団体ロッカー・倉庫を利用することができます。
- ・はにぼんプラザを通じて、団体の活動情報をPRできます。

■団体利用登録説明会

団体利用登録を希望する団体は、①②のどちらかの説明会に参加してください。

① 11月28日(金) 午後7時～ 本庄市役所 6階 大会議室

② 11月30日(日) 午後1時30分～ 中央公民館 1階 実習教室A・B

【内 容】

- ・はにぼんプラザの利用方法について
- ・団体利用登録について
- ・団体ロッカー・倉庫の利用について

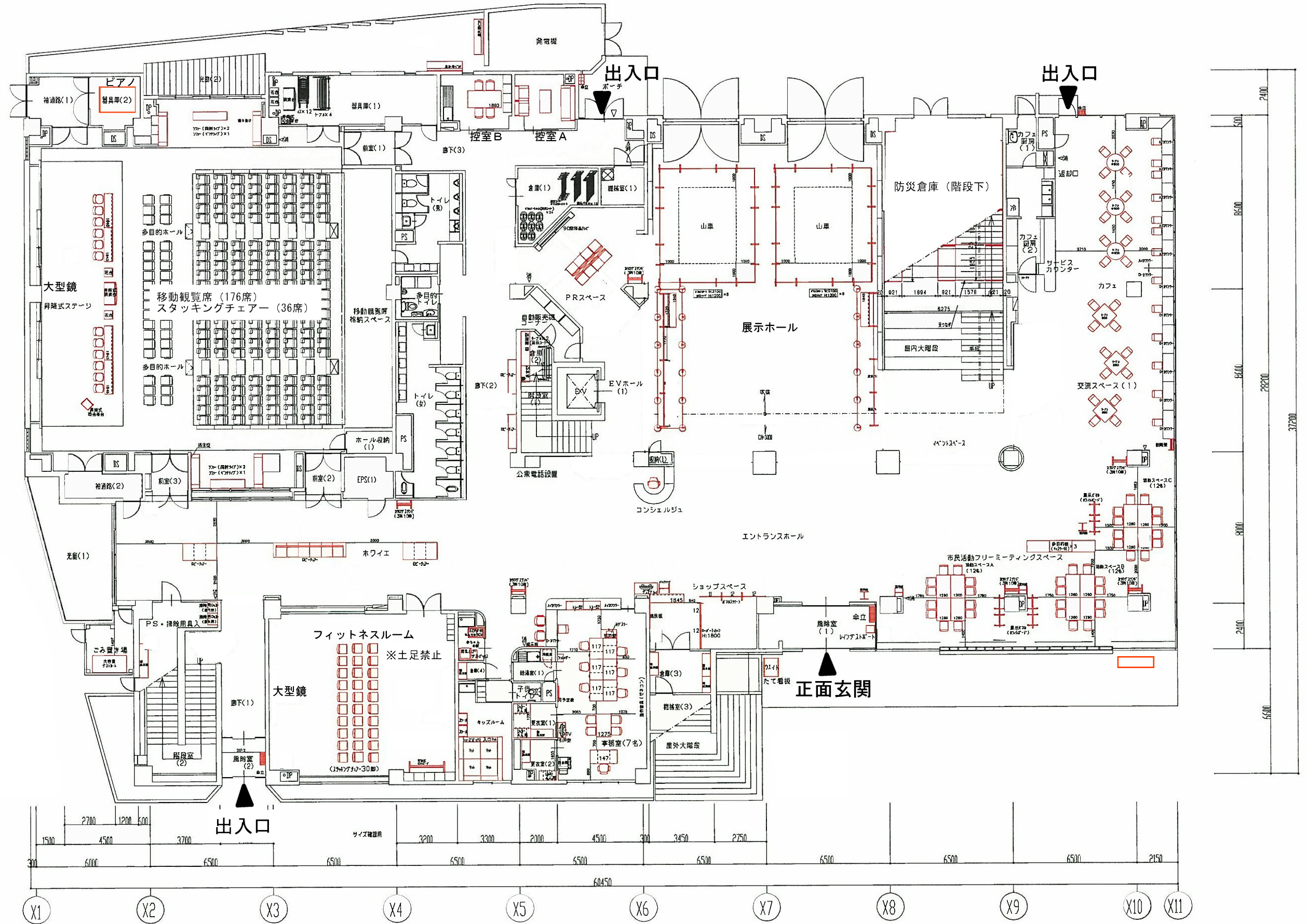
《注意事項》

- 参加者は会場の都合上、各団体2人以内でお願いします。
- 登録する利用日時の重複や、団体ロッカー・倉庫の利用を希望する団体が多数の場合には、後日、利用調整会議を開催し、抽選等による調整を行います。
- 都合により説明会に参加できない団体は、12月16日(火)までに市民活動推進課に『団体利用登録・登録変更申請書』を、また、団体ロッカー及び倉庫の利用を希望する団体は、『団体ロッカー・倉庫利用希望申請書』も提出してください。
※申請書は、市民活動推進課で配布又は市ホームページからダウンロードできます。

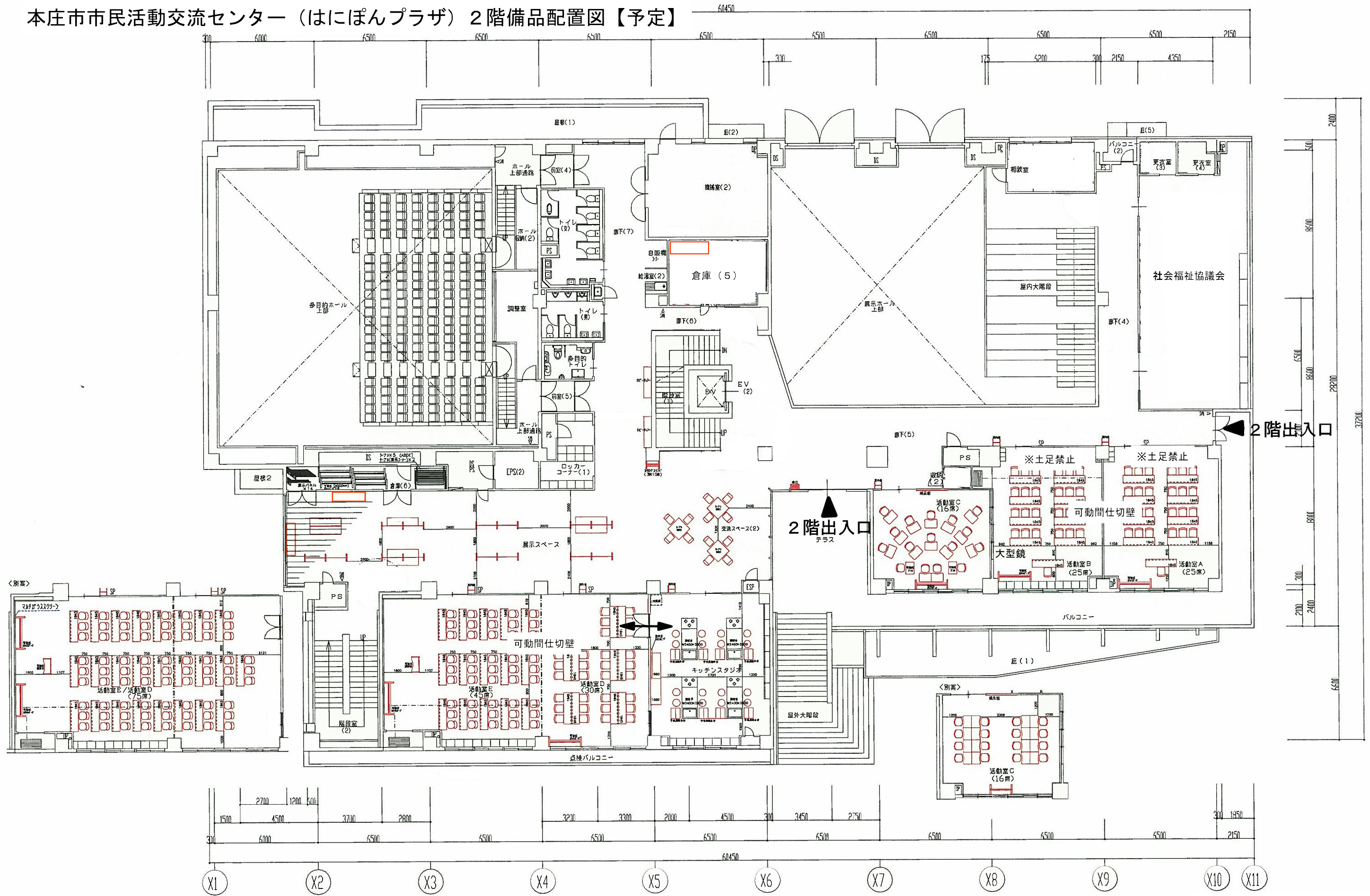
今後の予定

- 平成26年 11月 1日：広報ほんじょうに利用案内を掲載
11月28日：団体利用登録説明会①（午後7時～ 本庄市役所6階 大会議室）
11月30日：団体利用登録説明会②（午後1時30分～ 中央公民館1階 実習教室A・B）
12月16日：「団体利用登録・登録変更申請書」及び「団体ロッカー・倉庫利用希望申請書」提出締切（本庄市役所3階 市民活動推進課まで）
12月24日：団体登録希望状況の公表及び変更期間（本庄市役所3階 市民活動推進課）
～26日
- 平成27年 1月中 旬：登録団体の利用調整会議（対象となる団体にのみ開催通知を発送します）
1月下 旬：「団体登録カード」発送
2月 2日：《登録団体》6月分施設の利用予約受付開始（本庄市役所3階 市民活動推進課）
3月 2日：《一般利用者》6月分施設の利用予約受付開始（本庄市役所3階 市民活動推進課）
：《登録団体》7月分施設の利用予約受付開始（本庄市役所3階 市民活動推進課）
5月31日：オープン記念式典
6月 1日：施設の利用開始

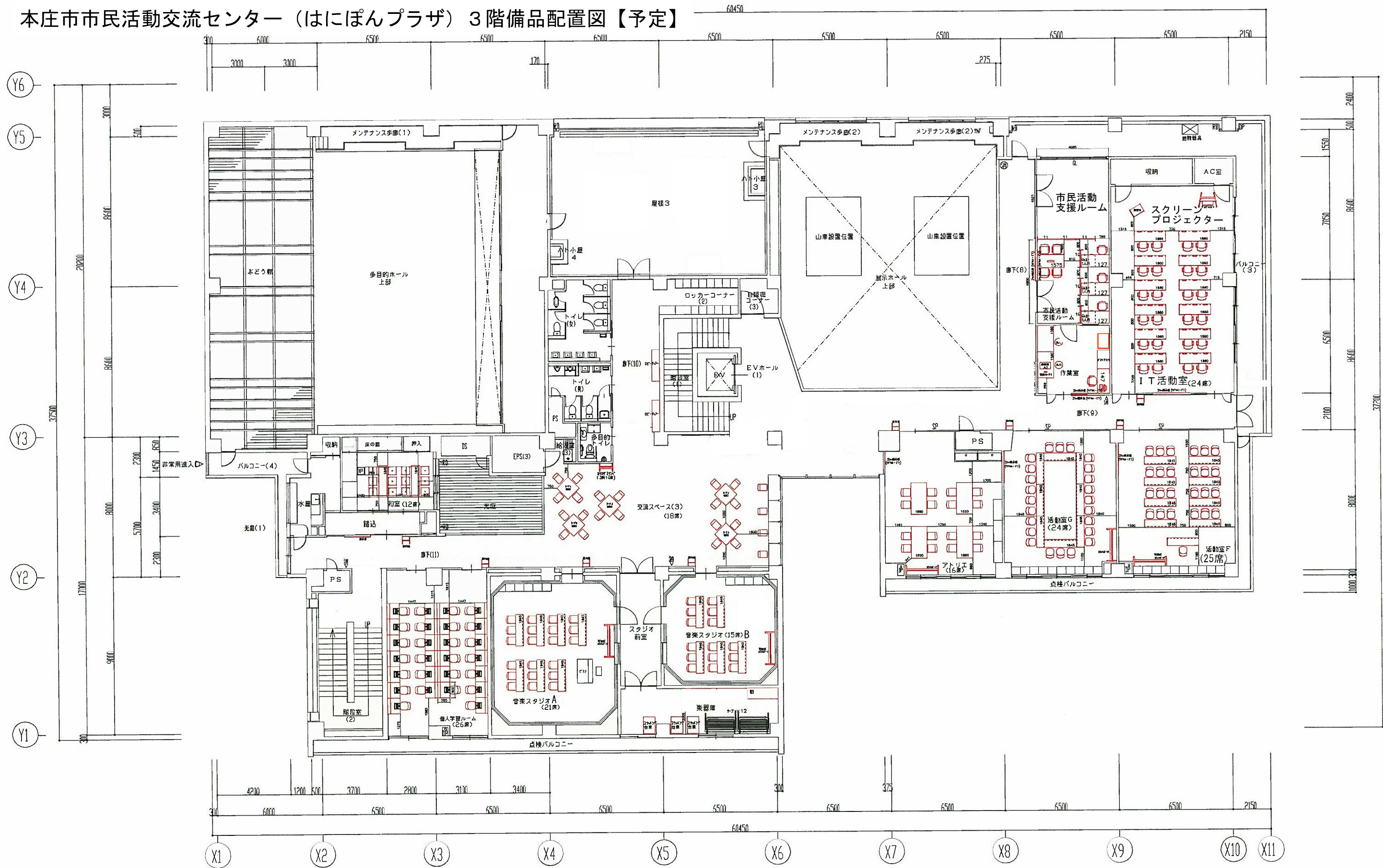
本庄市市民活動交流センター（はにぽんプラザ）1階備品配置図【予定】



本庄市市民活動交流センター（はにぽんプラザ）2階備品配置図【予定】



本庄市市民活動交流センター（はにほんプラザ）3階備品配置図【予定】



本庄市市民活動交流センターカフェ・ショップ出店者の選定について

1. カフェ・ショップ出店者選定委員会

市民生活部長・財政課長・管理運営ワークショップのメンバー（17名）を委員とする全19名で構成し、市民生活部長を委員長とする。委員会では、募集要項の検討及び第1次・第2次選考を行う。

※「本庄市市民活動交流センターカフェ・ショップ出店者選定委員会設置要綱」
別添参照

2. 営業開始までのスケジュール【予定】

年	月	内 容
平成26年	10月	「カフェ出店者選定計画」及び「カフェ・ショップ出店者選定委員会」設置
	11月	<u>第1回カフェ・ショップ出店者選定委員会の開催</u> （募集要項の検討） カフェ出店者募集要項の決裁
	12月	広報（12/15号）及びホームページで出店者の公募
平成27年	1月	
	2月	申し込み受付 <u>第2回カフェ・ショップ出店者選定委員会の開催</u> （第1次審査：書類）
	3月	<u>第3回カフェ・ショップ出店者選定委員会の開催</u> （第2次審査：プレゼンテーション） 出店者決定の決裁 応募者全員への結果通知
	4月	開店準備（施設内）
	5月	開店準備（施設内） 営業開始【5月31日】（センターと同時オープン）

本庄市市民活動交流センターカフェ・ショップ出店者
選定委員会設置要綱（内規）

（設置）

第1条 市民活動交流センター1階カフェ及びショップスペースにおいて店舗を運営する業者を選定するにあたり、業者の募集方法や選定方法について検討するため、本庄市市民活動交流センターカフェ出店者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- （1）業者の募集方法、募集時期について
- （2）業者の選定方法、選定基準について
- （3）その他必要と思われる事項について

（組織）

第3条 委員会は、委員19名で組織し、委員は、管理運営ワークショップのメンバー、市民生活部長及び財政課長とする。

2 委員会に委員長を置き、委員長は市民生活部長とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が召集する。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、市民生活部市民活動推進課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年10月29日から施行する。